

総務部

総務企画委員会 【議案関係資料】

6月12日提出

令和6年第1回定例会（6月議会）予算及び付託議案審査関係資料

令和6年6月12日
総務部

【予算関係】

財 政 課	令和6年度6月補正予算に関する説明資料	・ ・ 3
広 報 広 聴 課	秋田の新たなイメージ発信事業について	・ ・ 6

【議案関係】

税 務 課	「秋田県県税条例等の一部を改正する条例案」について（議案第145号）	・ ・ 7
-------	------------------------------------	-------

財 政 課

令 和 6 年 度 6 月 補 正 予 算
に 関 す る 説 明 資 料

(議 案 第 1 3 6 号)

令和6年度6月補正予算 主要な歳入増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 県 税			
2 地方消費税清算金			
3 地 方 譲 与 税			
4 地方特例交付金			
5 地 方 交 付 税			
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金			
7 分担金及び負担金	5,101	土木費負担金 5,101 (291,664 → 296,765)	
8 使用料及び手数料			
9 国 庫 支 出 金	1,524,273	地方道路交付金事業費 480,149 (6,541,489 → 7,021,638) 林業成長産業化総合対策事業費 405,025 (90,440 → 495,465) 地方道路改築補助事業費 372,350 (563,200 → 935,550)	
10 財 産 収 入	21,987	減債基金利子収入 11,282 (25,178 → 36,460) 財政調整基金利子収入 3,637 (324 → 3,961) 退職手当臨時対策基金利子収入 2,973 (173 → 3,146)	
11 寄 附 金			
12 繰 入 金	20,847	中小企業設備導入助成資金特別会計繰入金 20,847 (73,996 → 94,843)	
13 繰 越 金	331,969	前年度繰越金 331,969 (1 → 331,970)	
14 諸 収 入	117,794	企業立地促進資金貸付金元利収入 114,400 (553,165 → 667,565)	
15 県 債	1,429,300	国直轄道路事業負担金 660,500 (3,618,400 → 4,278,900) 地方道路交付金事業費 567,200 (4,079,800 → 4,647,000) 地方道路改築補助事業費 310,700 (454,700 → 765,400)	老人福祉総合エリア改修事業費 △ 286,000 (371,700 → 85,700)
合 計	3,451,271	584,234,000 → 587,685,271	

令和6年度6月補正予算 主要な目的別増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 議 会 費			
2 総 務 費	54,105	地域振興局施設設備修繕事業 15,114 (0 → 15,114) 秋田の新たなイメージ発信事業 11,923 (0 → 11,923) 減債基金積立金 11,282 (25,178 → 36,460)	
3 民 生 費	△ 315,908		老人福祉総合エリア改修事業 △ 317,750 (413,546 → 95,796)
4 衛 生 費	174,808	電子処方箋活用・普及促進事業 168,006 (0 → 168,006)	
5 労 働 費			
6 農 林 水 産 業 費	490,803	林業成長産業化総合対策事業 397,573 (0 → 397,573) ツキノワグマ被害防止総合対策事業 59,806 (53,365 → 113,171)	
7 商 工 費	165,311	企業立地・導入促進資金貸付事業 114,400 (553,165 → 667,565)	
8 土 木 費	2,817,549	地方道路交付金事業 1,089,333 (11,171,400 → 12,260,733) 秋田港アクセス道路整備事業 738,500 (1,016,000 → 1,754,500) 国直轄道路事業負担金 733,839 (4,020,569 → 4,754,408)	
9 警 察 費	2,508	特殊詐欺被害防止対策事業 2,508 (902 → 3,410)	
10 教 育 費	62,095	建設事業周辺家屋調査事業 41,789 (0 → 41,789) 校務支援システム共同利用推進事業 20,000 (0 → 20,000)	
11 災 害 復 旧 費			
12 公 債 費			
13 諸 支 出 金			
14 予 備 費			
合 計	3,451,271	584,234,000 → 587,685,271	

秋田の新たなイメージ発信事業について（新規）

広報広聴課

1 目的

これまでの「自然」、「食」、「祭」等と違った視点で、都市機能の充実や最先端の取組を行う産業など、秋田の新たな魅力を県内外に発信することで、県民の誇りや愛着を醸成するとともに、若者の県内定着・回帰や交流・関係人口の拡大、企業立地の推進等に向け、本県のイメージ向上を図る。

2 内容

(1) 秋田の新たなイメージ動画制作・発信

秋田の新たな魅力をPRする動画を制作し、SNS等で発信する。

動画制作 90秒×1本

（内容案）・文化的で豊かに生活できる都市機能

・女性や若者がいきいきと活躍できる就労環境

・再生可能エネルギーやスマート農業など、新たな産業の展開

（展開例）・SNSを活用した発信

・アキタコアベースでのモニター放映

・誘致企業懇談会や就職イベントなどでの放映

(2) 秋田の新たなイメージ発信に向けた全庁的な取組

人口の社会減少率の改善など、本県施策の成果等の発信を強化する。

・SNSなど様々な広報媒体の活用

・施策成果を含む前向きな情報やデータの積極的な発信

3 予算額

11,923千円（○11,923千円）

内訳	旅費	48千円
	需用費	100千円
	委託料	11,775千円

「秋田県県税条例等の一部を改正する条例案」について(議案第145号)

税務課

1 改正理由

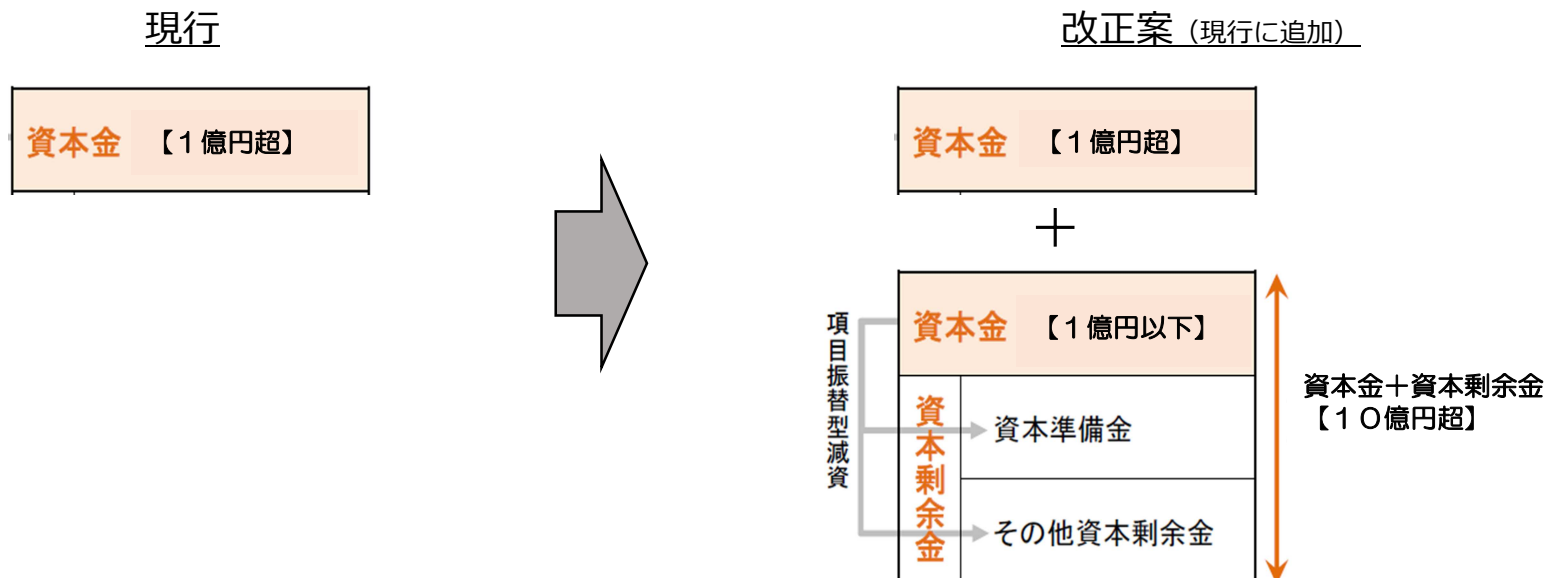
地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、法人の事業税の外形標準課税に係る適用対象法人の見直しを行う等の必要がある。

2 主な改正内容

(1) 外形標準課税に係る適用対象法人の見直し（第48条、附則第13条の2の2、附則第13条の2の3関係）

ア 減資への対応

現行基準である資本金の額が1億円を超える法人に加え、所得等課税法人以外の法人で資本金の額が1億円以下のもののうち、前事業年度に外形標準課税の対象法人に該当したものであって、「資本金＋資本剰余金」（払込資本）の額が10億円を超えるものについて、外形標準課税の対象法人とする。（施行日：令和7年4月1日）



イ 100%子法人等への対応

払込資本の額が50億円を超える法人の100%子法人のうち、資本金の額が1億円以下で、払込資本の額が2億円を超えるものについて、外形標準課税の対象法人とする。（施行日：令和8年4月1日）

(2) その他

国税の改正等に伴う所要の措置及びその他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日等

- (1) この条例は、一部を除き、令和7年1月1日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

秋田県県税条例等の一部を改正する条例案新旧対照表
秋田県県税条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
（法人の事業税の課税標準の区分経理の義務） 第五十条 医療法人又は医療施設（令第二十一条の八に規定するものを除く。）に係る事業を行う農業協同組合連合会で事業税の納税義務があるものは、当該法人の事業から生ずる所得について、法第七十二条の二十三第二項の規定によつて当該法人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上総益金及び総損金に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。 2 略 附 則 第四条の二の二 略 2 略 3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から令和三年までであつて、かつ、租税特別措置法第四十一条第五項に規定する特定取得又は同条第十六項に規定する特別特定取得に該当する同条第一項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第一項の規定の適用については、同項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」とする。 （事業税の納税義務者等の特例） 第十三条の二の二 第四十八条第一項の規定の適用については、当分の間、同項第一号〔中〕「一億円以下のも」とあるのは、「一	（法人の事業税の課税標準の区分経理の義務） 第五十条 医療法人又は医療施設（令第二十一条の七に規定するものを除く。）に係る事業を行う農業協同組合連合会で事業税の納税義務があるものは、当該法人の事業から生ずる所得について、法第七十二条の二十三第二項の規定によつて当該法人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上総益金及び総損金に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。 2 略 附 則 第四条の二の二 略 2 略 3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から令和三年までであつて、かつ、租税特別措置法第四十一条第五項に規定する特定取得又は同条第十四項に規定する特別特定取得に該当する同条第一項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第一項の規定の適用については、同項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」とする。

第十四条の二 ・ 第十四条の二の二 略	第十四条の二の二 ・ 第十四条の二の三 略
（東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例） 第二十七条の三 附則第三条第一項の規定の適用を受ける所得割の納税義務者（平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十一日までの間に法附則第四条第一項第一号に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る。）が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同号に規定する買換資産を同号に規定する特定譲渡の日の属する年の前年一月一日から当該特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までの期間（以下この項において「取得期間」という。）内に取得（同号に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をすることが困難となつた場合において、当該取得期間の初日から当該取得期間を経過した日以後二年以内の日で令附則第二十七条の三第一項に規定する日までの期間内に当該買換資産の取得をする見込みであり、かつ、法施行規則附則第二十二條の二第一項に規定するところにより市町村長の承認を受けたとき（震災特例法第十二条第二項）の税務署長の承認を受け	（旧特定目的会社に係る事業税の課税の特例） 第十四条の二 第四十八条第一項第一号〔二〕の規定の適用については、当分の間、同号〔中〕「特定目的会社」とあるのは、「特定目的会社（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項本文に規定する旧特定目的会社を含む。）」とする。 第十四条の二の二 ・ 第十四条の二の三 略 （東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例） 第二十七条の三 附則第三条第一項の規定の適用を受ける所得割の納税義務者（平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十一日までの間に法附則第四条第一項第一号に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る。）が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同号に規定する買換資産を同号に規定する特定譲渡の日の属する年の前年一月一日から当該特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までの期間（以下この項において「取得期間」という。）内に取得（同号に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をすることが困難となつた場合において、当該取得期間の初日から当該取得期間を経過した日以後二年以内の日で令附則第二十七条の三第一項に規定する日までの期間内に当該買換資産の取得をする見込みであり、かつ、法施行規則附則第二十二條の二第二項に規定するところにより市町村長の承認を受けたとき（震災特例法第十二条の二第二項）の税務署長の承認を受け

3 略	2 略	（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例） 第二十八条 略
	2	所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第五項まで若しくは第七項から第十一項までの規定の適用を受けた場合における附則第四条の二及び附則第四条の二の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、同条第三項の規定は、適用しない。
	3 略	（表 略）

秋田県税条例の一部改正（第二条による改正）

新	旧
（事業税の納税義務者等） 第四十八条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。 一 次号から第四号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額 （一） 略 （二） 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条	（事業税の納税義務者等） 第四十八条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。 一 次号から第四号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額 （一） 略 （二） 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条

の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第七項各号に掲げる法人、第三項の規定により法人とみなされる法人でない社団及び財団、第四項の法人課税信託の引受けを行う個人、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）（以下□において「所得等課税法人」という。）並びに所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの（「所得等課税法人以外の法人のうち法第七十二条の二第一項第一号ロ①又は②に掲げる法人に該当するものを除く。」） 所得割額 二〇四 略 二〇五 略	（地方消費税の納税義務者等） 第六十二条の二 地方消費税は、次に掲げる事業者の行った法第七十二条の七十八第一項に規定する課税資産の譲渡等（次条第一項において「課税資産の譲渡等」という。）及び法第七十二条の七十八第一項に規定する特定課税仕入れ（次条第一項において「特定課税仕入れ」という。）については、当該事業者（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者（同法第十五条第一項に規定する法人課税信託等の受託者にあつては、同条第三項に規定する受託事業者及び同条第四項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。）を除く。）に対し
の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第七項各号に掲げる法人、第三項の規定により法人とみなされる法人でない社団及び財団、第四項の法人課税信託の引受けを行う個人、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人 以外 の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの	（地方消費税の納税義務者等） 第六十二条の二 地方消費税は、次に掲げる事業者の行った法第七十二条の七十八第一項に規定する課税資産の譲渡等（次条第一項において「課税資産の譲渡等」という。）及び法第七十二条の七十八第一項に規定する特定課税仕入れ（次条第一項において「特定課税仕入れ」という。）については、当該事業者（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者（同法第十五条第一項に規定する法人課税信託等の受託者にあつては、同条第三項に規定する受託事業者及び同条第四項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。）を除く。）に対し

、譲渡割によつて、法第七十二条の七十八第一項に規定する課税貨物については、当該課税貨物を県内に所在する消費税法第二条第一項第二号に規定する保稅地域から引き取る者に対し、貨物割によつて課する。

一、六 略

2、4 略

〔法人課税信託等の受託者に関するこの節の規定の適用〕
第六十二条の二の二 法第七十二条の八十の二第二項に規定する法人課税信託等（以下この条において「法人課税信託等」という。）

〔の受託者は、各法人課税信託等の信託資産等（信託財産に属する資産並びに当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れをいう。以下この条において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託等の信託資産等以外の資産、課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れをいう。次項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節（前条、第六十二条の八及び第六十二条の九を除く。）の規定を適用する。〕

2 前項の場合において、各法人課税信託等の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

附 則

、譲渡割によつて、法第七十二条の七十八第一項に規定する課税貨物については、当該課税貨物を県内に所在する消費税法第二条第一項第二号に規定する保稅地域から引き取る者に対し、貨物割によつて課する。

一、六 略

2、4 略

〔法人課税信託 〕の受託者に関するこの節の規定の適用〕
第六十二条の二の二 法人課税信託の受託者

は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産並びに当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れをいう。以下この条において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等 以外の資産、課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れをいう。次項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節（前条、第六十二条の八及び第六十二条の九を除く。）の規定を適用する。〕

2 前項の場合において、各法人課税信託 の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

附 則

〔公益信託に係る県民税の課税の特例〕

第一条の二 当分の間、公益信託（公益信託ニ関スル法律第一条に規定する公益信託（法人税法第三十七条第六項に規定する特定公益信託を除く。）をいう。以下同じ。）の信託財産について生ずる所得については、公益信託の委託者又はその相続人その他の一般承継人が当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなして、第二章第一節の規定を適用する。

2 公益信託は、第三十条第一項第四号の二に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

〔公益法人等に係る県民税の課税の特例〕

第一条の三 当分の間、租税特別措置法第四十条第三項後段（同条第六項から第十項 まで及び第十一項（同条第十二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第四十条第三項に規定する公益法人等（同条第六項から第十一項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第三項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第三条の二の三に規定するところにより、これに同項に規定する財産（同法第四十条第六項から第十一項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

〔事業税の納税義務者等の特例〕

第十三条の二の二 第四十八条第一項の規定の適用については、当分の間、同項第一号（中）「一億円以下のもの」とあるのは、「一億円以下のもの（前事業年度の事業税について（一）に掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として令附則第六条 で定める金額をいう。）が十億円を超えるものを除く。）」とする。

〔公益法人等に係る県民税の課税の特例〕

第一条の二 当分の間、租税特別措置法第四十条第三項後段（同条第六項から第十二項まで及び第十三項（同条第十四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第四十条第三項に規定する公益法人等（同条第六項から第十三項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる者を含む。）を同条第三項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第三条の二の三に規定するところにより、これに同項に規定する財産（同法第四十条第六項から第十三項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

〔事業税の納税義務者等の特例〕

第十三条の二の二 第四十八条第一項の規定の適用については、当分の間、同項第一号（中）「一億円以下のもの」とあるのは、「一億円以下のもの（前事業年度の事業税について（一）に掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として令附則第五条の七で定める金額をいう。）が十億円を超えるものを除く。）」とする。

第十三条の二の三 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条の二

第一項に規定する特別事業再編計画（以下この条において「特別事業再編計画」という。）について同項の認定を受けた同法第二十四条の三第一項に規定する認定特別事業再編事業者である法人が、当該認定に係る特別事業再編計画（同項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う同法第二十条第十八項に規定する特別事業再編（生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして総務大臣が定める基準に適合するものに限る。）のための措置（同項第三号、第四号及び第六号に掲げる措置に限る。）として他の法人の株式若しくは出資の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日（以下この条において「取得等の日」という。）以後引き続き有しており、かつ、取得等の日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係（法人税法第十二条の七の六に規定する完全支配関係をいう。）がある場合（その取得又は譲受けに係る対価の額が百億円を超える金額又は一億円に満たない金額である場合を除く。）において、当該他の法人（以下この条において「対象法人」という。）及び法附則第八条の三の四第一項に規定する五年以内株式等取得等法人（以下この条において「五年以内株式等取得等法人」という。）の行う事業に対する第四十八条第一項の規定の適用については、対象法人又は五年以内株式等取得等法人の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後五年を経過する日を含む事業年度（産業競争力強化法第二十四条の三第二項又は第三項の規定により同法第二十四条の二第一項の認定が取り消された場合には、その取り消された日を含む事業年度の前事業年度）までの各事業年度分の事業税に限り、第四十八条第一項第一号（中「第七十二条の二第一項第一号ロ(1)又は(2)」とあるのは、「附則第八条の三の四第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の二第一項第一号ロ(1)又は(2)」とする。）	（公益信託に係る事業税の課税の特例）
--	---------------------------

第十四条の三 削除	第十三条の三 当分の間、公益信託の委託者又はその相続人その他の一般承継人（以下この項において「委託者等」という。）は当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該委託者等の収益及び費用とみなして、第二章第二節の規定を適用する。 2 公益信託は、第四十八条第三項に規定する法人課税信託に該当しないものとする。
（公益信託に係る地方消費税の課税の特例） 第十四条の三 当分の間、公益信託の委託者又はその相続人その他の一般承継人（以下この項において「委託者等」という。）は当該公益信託の信託財産に属する資産を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等（第六十二条の二第一項に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下この項において同じ。）及び特定課税仕入れ（同条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この項において同じ。）は当該委託者等の課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れとみなして、第二章第三節の規定を適用する。 2 公益信託は、法第七十二条の八十第一項ただし書に規定する法人課税信託に該当しないものとする。	

秋田県県税条例の一部を改正する条例の一部改正（第三条による改正）	<table> <tr> <th data-bbox="309 170 351 796">新</th><th data-bbox="309 796 351 1425">旧</th></tr> <tr> <td data-bbox="136 170 309 796"> 1 附 則 略 2 この条例による改正後の秋田県県税条例（以下「新条例」という。）第三十条、第四十八条、第四十八条の二、第四十九条、第 </td><td data-bbox="136 796 309 1425"> 1 附 則 略 2 この条例による改正後の秋田県県税条例（以下「新条例」という。）第三十条、第四十八条、第四十八条の二、第四十九条、第 </td></tr> </table>	新	旧	1 附 則 略 2 この条例による改正後の秋田県県税条例（以下「新条例」という。）第三十条、第四十八条、第四十八条の二、第四十九条、第	1 附 則 略 2 この条例による改正後の秋田県県税条例（以下「新条例」という。）第三十条、第四十八条、第四十八条の二、第四十九条、第
新	旧				
1 附 則 略 2 この条例による改正後の秋田県県税条例（以下「新条例」という。）第三十条、第四十八条、第四十八条の二、第四十九条、第	1 附 則 略 2 この条例による改正後の秋田県県税条例（以下「新条例」という。）第三十条、第四十八条、第四十八条の二、第四十九条、第				

五十一条、第五十三条、第六十二条の二及び第六十二条の二の二並びに附則第一条の二、第十三条、第十三条の五及び第十四条の三の二の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託（遺言によつてされた信託にあつては同日以後に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第九号）第三十一条第一項、第六条第一項、第十四条第二項、第十五条第二項、第二十六条第一項、第三十条第二項又は第五十六条第二項の規定により同法第三条第一項に規定する新法信託とされた信託（以下「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によつてされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託及び公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）附則第四条第一項に規定する移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。	五十一条、第五十三条、第六十二条の二及び第六十二条の二の二並びに附則第一条の二、第十三条、第十三条の五及び第十四条の三の二の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託（遺言によつてされた信託にあつては同日以後に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第九号）第三十一条第一項、第六条第一項、第十四条第二項、第十五条第二項、第二十六条第一項、第三十条第二項又は第五十六条第二項の規定により同法第三条第一項に規定する新法信託とされた信託（以下「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によつてされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く
--	---

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正（附則第七項第一号による改正）

新 （事業税の不均一課税） 第二条 認定産業振興促進計画に記載された計画区域内において、半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成七年自治省令第十六号）第一条第一号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を設置した者が行う事業に対して課する事業税においては、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度から当該事業の用に供した日から三年以内に終了する事業年度までの各事業年度又は当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年から三年間の各年の所得金額のうち当該特別償却設備に係るものとして	旧 （事業税の不均一課税） 第二条 認定産業振興促進計画に記載された計画区域内において、半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成七年自治省令第十六号）第一条第一号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を設置した者が行う事業に対して課する事業税においては、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度から当該事業の用に供した日から三年以内に終了する事業年度までの各事業年度又は当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年から三年間の各年の所得金額のうち当該特別償却設備に係るものとして
---	---

（表略） 規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税の税率は、秋田県県税条例（昭和二十九年秋田県条例第二十四号。以下「県税条例」という。）第五十一条（県税条例附則第十四条の二の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）及び第五十五条の三の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める税率とする。	（表略） 規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税の税率は、秋田県県税条例（昭和二十九年秋田県条例第二十四号。以下「県税条例」という。）第五十一条（県税条例附則第十四条の二の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）及び第五十五条の三の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める税率とする。
--	--

地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正（附則第七項第二号による改正）

新 （事業税の課税免除） 第二条 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成二十七年総務省令第七十三号。以下「省令」という。）第二条第一号の認定事業者であつて、同号に規定する特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日（同日までに地域再生法第十七条の二第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの間に同号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を設置したものが行う事業に対して課する事業税については、当該税額から次の各号に掲げる事業税の区分に応じ当該各号に定める額を減額する。 一 事業を行う法人が特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度から当該事業の用に供した日から三年以内に終了する事業年度までの各事業年度の所得又は収入金額に対する事業税 当該所得又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に秋田県県税条例	旧 （事業税の課税免除） 第二条 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成二十七年総務省令第七十三号。以下「省令」という。）第二条第一号の認定事業者であつて、同号に規定する特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日（同日までに地域再生法第十七条の二第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの間に同号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を設置したものが行う事業に対して課する事業税については、当該税額から次の各号に掲げる事業税の区分に応じ当該各号に定める額を減額する。 一 事業を行う法人が特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度から当該事業の用に供した日から三年以内に終了する事業年度までの各事業年度の所得又は収入金額に対する事業税 当該所得又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に秋田県県税条例
---	---

（昭和二十九年秋田県条例第二十四号。以下「県税条例」という。）第五十一条（県税条例附則第十四条の二の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する税率を乗じて得た額 二略	（昭和二十九年秋田県条例第二十四号。以下「県税条例」という。）第五十一条（県税条例附則第十四条の二の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する税率を乗じて得た額 二略
---	---

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正（附則第七項第三号による改正）

新	旧
（事業税の課税免除） 第二条 産業振興促進区域内において、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和三年総務省令第三十一号）第一条第一号イに規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）の取得等（同号イに規定する取得等をいう。以下同じ。）をした者が行う事業に対して課する事業税については、当該税額から次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を減額する。 一 事業を行う法人が特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度から当該事業の用に供した日から三年以内に終了する事業年度までの各事業年度の所得に対する事業税 当該所得のうち当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に秋田県県税条例（昭和二十九年秋田県条例第二十四号。以下「県税条例」という。）第五十一条第一項各号（県税条例附則第十四条の二の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第五項各号（同条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する税率を乗じて得た額 二略	（事業税の課税免除） 第二条 産業振興促進区域内において、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和三年総務省令第三十一号）第一条第一号イに規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）の取得等（同号イに規定する取得等をいう。以下同じ。）をした者が行う事業に対して課する事業税については、当該税額から次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を減額する。 一 事業を行う法人が特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度から当該事業の用に供した日から三年以内に終了する事業年度までの各事業年度の所得に対する事業税 当該所得のうち当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に秋田県県税条例（昭和二十九年秋田県条例第二十四号。以下「県税条例」という。）第五十一条第一項各号（県税条例附則第十四条の二の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第五項各号（同条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する税率を乗じて得た額 二略

2略	2略
----	----